令和8年度　第3回

空き家所有者等 無料相談会

秋田市内の空き家についてのご相談を、宅建士、司法書士、秋田市職員が無料でお受けいたします。
空き家の管理や利活用、売却、相続登記、権利関係など、空き家でお困りの方はぜひこの機会に相談してみませんか？



日　時　令和8年 12月13日(日) 午後0時50分～午後4時

場　所　秋田市中央市民サービスセンター「センタース」洋室5 ほか
（秋田市役所本庁舎2階）

相談員
- 公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会会員（宅建士）
- 公益社団法人全日本不動産協会秋田県本部会員（宅建士）
- 秋田県司法書士会会員（司法書士）
- 秋田市職員（住宅政策課）　※順不同

申込方法および注意点

- 氏名、住所、連絡先、空き家の所在地および相談内容を、電話またはメールにて下記の担当へご連絡ください。
- 申込期限は、令和8年12月4日(金)です。
- 相談は完全予約制で先着10名までとします。
- 相談時間は受付順にお知らせします。（ご希望に沿えない場合があります。）
- 相談内容は、秋田市内の物件に関するものに限ります。

※　当日受付は行いませんので、必ず事前予約のうえご参加ください。





「空き家を放っておくとどうなるの？」

リスク1　建物の劣化が進むと、雨漏りや天井、床などの腐朽により動物のすみかになることも!

リスク2　放火等による出火、不審者の侵入や不法滞在が発生することも!

リスク3　空き家に起因した事故や災害が起きた場合、損害賠償を請求されることも!

【担当】秋田市都市整備部住宅政策課　空き家対策担当
電　話　018(888)5770　　メール ro-cshs@city.akita.lg.jp

お気軽にご相談ください。